

**屋外・自然で楽しむ  
家族向けアクティビティ開発支援事業 業務委託  
「公募型プロポーザル方式」公告  
企画提案募集要項**

次のとおり、公募により法人等から企画提案を募集し、その内容を審査して、最良の提案をした者を選定し、随意契約の相手方の候補者とする手続き（以下「公募型プロポーザル方式」と表記）を実施します。

山梨県知事 長崎 幸太郎

令和2年11月 2日

## 1 業務の目的

ワーケーションなどウィズコロナ期における新たな旅行スタイルに対応した誘客を促進するため、屋外や自然の中で安心してリフレッシュできる「家族向けアクティビティ」商品の開発支援及びプロモーションを行う。

## 2 業務の内容

(1) 名称

屋外・自然で楽しむ家族向けアクティビティ開発支援事業 業務委託

(2) 委託内容

別紙「屋外・自然で楽しむ家族向けアクティビティ開発支援事業 業務委託仕様書」による。

(3) 予算上限額

金 27,624千円（消費税及び地方消費税を含む）

※この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意

(4) 契約期間

契約締結の日から令和3年12月頃まで

### 3 企画提案に係る日程

- |                 |                         |
|-----------------|-------------------------|
| (1) 募集開始        | 令和2年11月 2日 (月)          |
| (2) 参加申込書提出期限   | 令和2年11月 9日 (月) 正午       |
| (3) 質問票提出期限     | 令和2年11月 9日 (月) 正午       |
| (4) 企画提案書提出期限   | 令和2年11月20日 (金) 正午       |
| (5) プレゼンテーション審査 | 令和2年11月26日 (日) ※時間は別途通知 |

※参加申込み者が5社を超えた場合は1次審査（書面）を行い、通過者のみを対象として、プレゼンテーション及び企画書による2次審査を行う。この場合、1次審査の結果は速やかにメールで通知する。

- |            |                            |
|------------|----------------------------|
| (6) 審査結果通知 | 令和2年11月30日 (月) にメール及び書面で通知 |
|------------|----------------------------|

#### 4 企画提案の参加資格

参加者は下記(1)に掲げる要件を全て満たしていること。なお、参加希望者は下記(2)に掲げる書類を提出し、提案参加資格の確認を受けなければならない。

##### (1) 提案参加資格

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと
- イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき民事再生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く）でないこと
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は法人にあってはその役員が暴力団員でないこと
- エ 公告の日以降に、「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領（平成 23 年 4 月 1 日）」や「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領（平成 10 年 4 月 1 日）」に基づく指名停止を受けている日が含まれる者でないこと
- オ 平成 26 年度以降において、国、地方公共団体、公益法人からの同種又は類似の業務を受託した実績を有する者であること
- カ 山梨県税、消費税及び地方消費税の滞納がない者であること
- キ 旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号）に基づき旅行業登録を受けた者であること
- ク 過去 3 年間に於いて、類似業務の実績を有する者（委託事業でなくても可）

##### (2) 参加申込書及び添付書類

- 次に掲げる参加申込書及び添付書類を提出すること（各 1 部）。
- ア 参加申込書（様式 1）
  - イ 誓約書（様式 2）  
※会社概要等のパンフレット類がある場合は添付すること
  - ウ 役員名簿（様式 3）

##### (3) 参加申込書の提出期限

令和 2 年 1 月 9 日（月）

※平日の午前 9 時から正午まで

※平日とは、山梨県の休日を守る条例（平成元年 3 月 27 日条例第 6 号）に定める県の休日を除く日とする（以下同様）。

##### (4) 参加申込書の提出場所

下記 9 参照

##### (5) 参加申込書の提出方法

持参または郵便（期限厳守）

## 5 企画提案に係るスケジュール

### (1) 質問の受付

#### ア 質問方法及び送付先

質問票（様式4）を下記9のメールアドレスに送信すること

#### イ 受付期間

令和2年11月 2日（月）から11月 9日（月）正午まで

#### ウ 質問に対する回答

参加申込の提出があった全ての者に対し、原則として、電子メールまたはFAXで行う。なお、閲覧による場合、次のとおりとする。

#### (a) 閲覧期間・時間

令和2年11月 2日（月）から11月20日（金）

※平日の午前9時から正午まで

#### (b) 閲覧場所

観光振興課内（山梨県庁別館2階）

### (2) 企画提案書・見積書の提出

次のとおり提出すること（1参加者につき1件）

#### ア 企画提案書

仕様は次のとおり

- ・A4 版両面印刷、縦型、横書き、左綴じ（A3 版 折込可）、ページ数制限なし
- ・日本語表記で12ポイント以上
- ・業務スケジュール（予定）を記載
- ・その他は仕様書を参照

#### イ 見積書

- ・税抜価格、消費税、積算内訳を記載すること（様式任意）
- ・予算上限額の範囲内とすること

#### ウ 提出部数及び提出方法

- ・企画提案書 … 正本1部、副本7部
- ・見積書 … 正本1部、副本7部

※持参または郵便により提出すること（期限厳守）

#### エ 提出期限

令和2年11月20日（金）

※受付は平日の午前9時から正午まで

#### オ 提出先

下記9参照

(3) 企画提案のプレゼンテーション

次のとおり実施する。

ア 実施日時・場所

令和2年11月26日(木)

※時間・場所は別途通知

イ プレゼンテーションの時間

1社30分(提案書説明15分、質疑応答10分、準備・入退室5分)を予定

ウ その他

- ・提案説明者は、実施体制表に記載した者のうち、主担当者が行うこと
- ・プロジェクター及びスクリーンは山梨県で用意するが、自前プロジェクターの持込みも可(プロジェクターの使用は任意)
- ・プレゼンテーションに参加しない場合、選定から除外する。
- ・参考資料等は別途提出可とするが、採点対象外とする。

## 6 審査及び結果の通知

- (1) 選考方法  
企画提案書、プレゼンテーションの内容及び経費について、(別紙)審査基準により審査し、第1位の候補者を選定する。
- (2) 審査結果の通知  
審査終了後、速やかに参加者あて通知する。  
なお、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。
- (3) 企画提案の無効  
次のいずれかに該当する場合、企画提案は無効とする。  
ア 本要項に定め事項に適合しない場合  
イ 談合、提出書類の虚偽記載など不正行為があった場合

## 7 契約

- (1) 契約の方法  
第1位の候補者と協議を行い、随意契約により契約を締結する。  
ただし、協議が整わない場合は次点の者と協議する。
- (2) 契約保証金は、免除する。
- (3) その他  
企画提案の内容を踏まえ、仕様書を変更する場合がある。

## 8 その他

- (1) 企画提案に要する費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 参加表明後に企画提案書の提出を辞退する場合、「不参加表明書(様式5)」によるものとし、企画提案書の提出期限までに提出すること。なお、企画提案の辞退は自由であり、今後、当該辞退による不利益な取り扱いはしない。

## 9 問い合わせ先

- ・所在地 〒400-8501 甲府市丸の内一丁目6-1 山梨県庁別館2階
- ・電話 055-223-1557(直通)、055-237-1111(代表) 内線4205  
観光振興課 観光プロモーション担当 中島・坂本
- ・メールアドレス  
中島 : nakajima-akvt@pref.yamanashi.lg.jp  
坂本 : sakamoto-wyp@pref.yamanashi.lg.jp  
※メールで提出する場合は、上記2名に送付すること